

令和3年12月1日

愛荘町事業継続支援金 給付基準

補助金の名称	愛荘町事業継続支援金
補助金の交付目的	長引く新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する指定感染症とする。）拡大の影響を受ける町内中小企業者等に対し、支援金を給付することにより、事業継続のための支援を行うことを目的とする。
補助金の交付対象者	滋賀県事業継続支援金（以下「県支援金」という。）給付要綱で定める県支援金の給付が決定した者であって、次に掲げる条件を全て満たすもの。 （1）町内に事業所または事務所を有していること。 （2）町税に滞納がないこと。
補助金の支給要件	滋賀県事業継続支援金の第1期、第2期および第3期のいずれかの支給要件に該当していること。
補助金の額	支援金の給付額は次のとおりとする。ただし、町支援金は1事業者につき1回の申請とする。 酒類販売事業者：20万円 中小企業者等、個人事業主：一律10万円
補助金交付事業の開始時期	令和3年12月1日
補助金交付事業の終了時期	令和4年3月31日
その他	（補助金の額の確定および通知） 愛荘町補助金等交付規則（平成18年規則第37号）第13条の規定にかかわらず、補助金の額は、交付決定通知書（様式第2号）により通知した額で確定するものとする。また、同条の規定による通知は、同通知をもって通知したものとみなす。
様式	・愛荘町事業継続支援金給付申請書兼請求書（様式第1号） ・愛荘町事業継続支援金給付決定通知書（様式第2号） ・愛荘町事業継続支援金給付決定取消通知書（様式第3号） ・愛荘町事業継続支援金返還通知書（様式第4号）
担当課	愛荘町商工観光課